

2章 新規・転換による開設

2.1 介護医療院を開設できる者

介護保険法（第 107 条第 3 項第 1 号）

- 地方公共団体
- 医療法人
- 社会福祉法人
- その他厚生労働大臣が定める者

その他厚生労働大臣が定める者¹

- 国
- 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 61 条に規定する移行型地方独立行政法人
- 日本赤十字社
- 健康保険組合及び健康保険組合連合会
- 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
- 国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会並びに地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会
- 日本私立学校振興・共済事業団
- 全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会
- 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 1 項の許可を受けて病院を開設している者
- 厚生労働大臣が介護医療院の開設者として適当であると認定した者（厚生労働大臣が認定した介護医療院を開設する場合に限る。）
- 厚生労働大臣が別に定める者

厚生労働大臣が別に定める者²

- 平成 30 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの間に療養病床等からの転換を行う病院又は診療所の開設者
- 平成 18 年 7 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に医療療養病床又は指定介護療養型医療施設から転換を行って介護老人保健施設を開設した者

1 介護医療院を開設できる者（平成30年3月30日厚生労働省告示第181号）

2 厚生労働大臣が定める介護医療院を開設できる者第11号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成30年3月30日厚生労働省告示第182号）

◆よくあるお問い合わせ

Q：個人立の診療所なのですが、介護医療院への移行にあたっては法人化が必要なのでしょうか？

A：介護医療院の開設者は法人を原則としますが、療養病床から介護医療院に転換を行う病院又は診療所の開設者であれば、例外的に個人の開設者も認められます。ただし、新設の場合は認められません。

2.2 介護保険事業(支援)計画での取り扱い

介護保険事業(支援)計画について

- 保険給付の円滑な実施のため、3年間で1期とする介護保険事業(支援)計画を策定している。

国の基本指針(法第116条、平成27年厚生労働省告示第70号)

- 介護保険法第116条第1項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の推進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める
※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

市町村介護保険事業計画(法第117条)

- 区域(日常生活圏域)の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- その他の事項

保険料の設定等

- 保険料の設定
- 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

都道府県介護保険事業支援計画(法第118条)

- 区域(老人福祉圏域)の設定
- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる(任意)
- その他の事項

基盤整備

- 都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

介護保険事業(支援)計画での取り扱い³

【原則】 介護医療院の新設 (一般病床からの移行等を含む)	【例外】 医療療養病床及び介護療養型医療施設から 介護医療院への転換
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護医療院は介護保険施設の一つであるため、各自治体が介護医療院の必要入所定員総数を設定しています。 ・ 都道府県知事等は、介護保険施設について、必要入所定員総数を超える場合には、介護保険法第107条第5項等に基づき介護保険施設等の許可等を拒否することができます。(いわゆる「総量規制」の対象となります。) ・ まずは、医療療養病床及び介護療養型医療施設からの転換による対応を優先した上で、地域の高齢者のニーズや事業者の参入意向等を把握して必要入所定員総数を設定しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療療養病床及び介護療養型医療施設が、介護医療院、介護老人保健施設等に転換する場合には、必要入所定員総数の増加分を含まない。 ・ この取扱を踏まえ、介護保険法第107条第5項等に基づく介護保険施設等の許可等の拒否(いわゆる「総量規制」)は基本的に生じない。

³ 第7期介護保険事業(支援)計画における療養病床、介護医療院等の取扱いに関する基本的考え方について(平成29年8月10日厚生労働省介護保険計画課事務連絡)

◆よくあるお問い合わせ

Q：療養病床 10 床のほかに、一般病床 9 床を有しています。一般病床についても介護医療院に転換できますか？

A：一般病床を廃止して介護医療院にすることは、介護医療院を新設（増床）する場合と同じ扱いとなるため、まずは、都道府県・政令市・中核市ごとに定められている介護保険事業計画における介護医療院の必要入所定員総数（整備量）の範囲内であることを確認する必要があります。整備量は各地域のニーズをもとに都道府県・政令市・中核市が設定しているため、具体的な整備量や介護医療院の開設の可否につきましては、ご担当の都道府県・政令市・中核市にお問い合わせください。

2.3 継続名称の取り扱い

○病院等から転換する介護医療院の名称に関する取扱いについてご説明します。

法律

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）

【附則第 14 条】

施行日の前日において現に病院又は診療所を開設しており、かつ、当該病院又は診療所の名称中に病院、病院分院、産院、療養所、診療所、診察所、医院その他これらに類する文字（以下この条において「病院等に類する文字」という。）を用いている者が、当該病院若しくは診療所を廃止して介護医療院を開設した場合又は当該病院若しくは診療所の病床数を減少させて介護医療院を開設した場合において、当該介護医療院の名称中に介護医療院という文字を用いることその他厚生労働省令で定める要件に該当するものである間は、医療法第3条第1項の規定にかかわらず、当該介護医療院の名称中に病院等に類する文字（当該病院若しくは診療所を廃止した際又は当該病院若しくは診療所の病床数を減少させた際に当該病院又は診療所の名称中に用いていたものに限る。）を引き続き用いることができる。

省令

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成 30 年厚生労働省令第 30 号）

【第 41 条】

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第 14 条の厚生労働省令で定める要件は、病院又は診療所の病床数を減少させて介護医療院を開設した場合において、当該介護医療院の名称中に医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 4 条第 1 項に規定する地域医療支援病院その他の患者を誤認させるような文字を用いないこととする。

通知

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行について（施行通知）（医政発 0322 第 13 号）

(5) 病院等から転換する介護医療院の名称に関する経過措置の創設

地域包括ケア強化法附則第 14 条により、病院又は診療所から介護医療院に転換する場合に、一定の要件を満たしている間は、法第3条第1項の規定にかかわらず、当該介護医療院の名称中に病院、病院分院、産院、療養所、診療所、診察所、医院その他これらに類する文字（以下「病院等に類する文字」という。）を引き続き用いることができるという名称に関する経過措置が講じられている。

【医療法（昭和 23 年法律第 205 号）】

第三条 疾病の治療（助産を含む。）をなす場所であつて、病院又は診療所でないものは、これに病院、病院分院、産院、療養所、診療所、診察所、医院その他病院又は診療所に紛らわしい名称を付けてはならない。

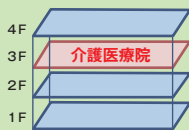
2 診療所は、これに病院、病院分院、産院その他病院に紛らわしい名称を付けてはならない。

3 助産所でないものは、これに助産所その他助産師がその業務を行う場所に紛らわしい名称を付けてはならない。

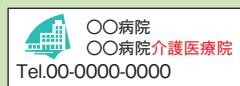
具体的には、地域包括ケア強化法附則第 14 条に規定する「『介護医療院』という文字を使用すること」及び平成 30 年改正省令第 41 条に規定する「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 4 条第 1 項に規定する地域医療支援病院その他の患者を誤認させるような文字を用いないこと」とし、病院又は診療所の病床の一部を転換して介護医療院を開設する場合（以下「一部転換の場合」とする。）と病院又は診療所を廃止して介護医療院を開設する場合（以下「全部転換の場合」とする。）に応じて、下記のとおり取り扱うこと。

<表示の一例>

○フロアマップ



○看板



○張り紙

患者の皆様へ
 こちらは、**介護医療院**です。
 〇〇病院をご利用の方は隣のエレベーターで1F総合受付へ向かってください。

全部転換の場合に上乗せで求められている要件

〔一部転換の場合〕

「介護医療院」という文字が使用されている場合は、当該介護医療院の名称中に病院等に類する文字を引き続き用いることができる。

例：〇〇病院介護医療院、介護医療院△△クリニック等

※ 実態に合わない名称の使用を認めることは適当ではないが、病院又は診療所が病床の一部を転換し、従前の病院又は診療所と介護医療院の両方が存在する場合については、患者に事実誤認を生じさせる可能性が低いと考えられることから、継続的に使用できる名称に当該文字を含めることを認めるものとする。

※ 上記の取扱いは外来機能のみを残す場合も含むものとする。

<一部転換の場合の留意点>

介護医療院の名称に関する表示について

介護医療院の名称を表示する際には「介護医療院」という文字を併記等した名称を使用することが望ましいものの、既存の介護老人保健施設等での取扱いを踏まえ、医療機関の一部を転換して、介護医療院を併設する場合（外来機能のみを残す場合も含む。）においては表示等により医療機関と介護医療院との区分を可能な限り明確にすることとし、その方法については、フロアマップ等の館内表示等でも足り、必ずしも看板等で名称を明示する必要はないものとする。

〔全部転換の場合〕

次のア及びイを満たす場合は、当該介護医療院の名称中に病院等に類する文字を引き続き用いることができる。

ア 「介護医療院」という文字が使用されていること
 例：〇〇病院介護医療院、介護医療院△△クリニック 等

イ 当該介護医療院の名称中に地域医療支援病院その他の患者を誤認させるような文字を用いないこと。

・ 法令に基づき一定の医療を担う病院又は診療所については、当該法令の規定する病院又は診療所である旨を示す呼称は、継続的に使用できる名称に含めることを認めないものとする。

例：特定機能病院、地域医療支援病院、臨床研究中核病院、救急病院、救急診療所、がん診療連携拠点病院 等

- ・ 予算事業に基づき一定の医療を担う病院又は診療所については、当該予算事業に基づく病院又は診療所である旨を示す呼称は、継続的に使用できる名称に含めることを認めないものとする。

例：休日夜間急患センター、救命救急センター、災害拠点病院、へき地医療拠点病院、総合周産期母子医療センター等

- ・ その他患者に事実誤認を生じさせるおそれのある文字（診療科名又は疾患名等）を含む名称を有する病院又は診療所については、当該文字を継続的に使用できる名称に含めることを認めないものとする。

例：外科、循環器科、脳卒中、マタニティ、小児等

<全部転換の場合の留意点>

介護医療院の名称に関する表示について

介護医療院の名称を表示する際には、一部転換の場合と異なり、従前の病院・診療所の機能はなくなることから、表示上虚偽の広告にならないよう配慮することが求められることとなること。

（従前の病院や診療所の名称のままとすることは不適當。）

ただし、施行日前から広告していた医療機関名の看板の書き換え等については、可能な限り速やかに変更することが望ましいものの、次の新築又は大規模な改修等までの間、広告することが認められるものとする。

◆よくあるお問い合わせ

Q：病院の療養病床を転換し外来機能を残し、無床診療所と介護医療院にしたいと考えています。その場合の名称はどのようになりますか？

A：医療機関部分は、病院ではなくなるため、名称に「病院」その他病院に紛らわしい名称を付けることはできません。介護医療院部分については、「介護医療院」という文字を用いれば、転換前の病院名を引き継いで「〇〇病院 + 介護医療院」として登録いただけます。また、院外に掲げる看板等については、医療機関部分は、病院ではなくなるため、可能な限り速やかに変更することが望ましいですが、次の新築又は大規模な改修等までの間は以前の医療機関名でも広告が認められます。ただし、表示等により診療所と介護医療院との区分を可能な限り明確にする必要があるため、院内の該当するフロアにおいて、介護医療院であることがわかる張り紙等を掲示してください。なお、当該経過措置の適用対象となるのは平成30年3月31日において、現に病院又は診療所を開設しており、かつ、当該病院又は診療所の名称中に病院等に類する文字を用いているものが、当該病院若しくは診療所を廃止して介護医療院を開設した場合又は病床数を減少させて介護医療院を開設した場合に限られることにご留意ください。

Q：病院の療養病床を全部転換し、外来機能も残さない場合であっても、病院名を引き続き利用することはできますか？

A：全部転換の場合であっても、「介護医療院」という文字を用いれば、転換前の病院名を引き継いで「〇〇病院 + 介護医療院」として登録いただけます。